| | |
|---|---|
| 二　［略］ | ［略］ |
| 三　前項第四号に規定する特定施設（以下この号において「特定施設」という。）に該当するガス工作物を設置する製造所若しくは供給所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（以下この号において「指定地域」という。）となった場合又は指定地域内に設置される製造所若しくは供給所のガス工作物が特定施設となった場合 | ［略］ |
| ［削る］ | |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

**○経済産業省令第九号**

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

**第一条**　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （定義）<br>**第一条**　［略］<br>2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。<br>一～二十六　［略］<br>二十七　「粉じん発生施設」とは、坑外に設置する鉱山施設であって、大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設に該当する施設をいう。<br>二十八　「石綿粉じん発生施設」とは、坑外に設置する鉱山施設であって、大気汚染防止法第二条第十項に規定する特定粉じん発生施設に該当する施設、石綿の用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除き、原動機の定格出力が十五キロワット以上のものに限る。）、ベルトコンベア及びバケットコンベア（湿式のもの及び密閉式のものを除き、ベルトの幅が〇・七五メートル又はバケットの内容積が〇・〇三立方メートル以上のものに限る。）並びに捨石、鉱さい及び沈殿物の集積場（面積が一千平方メートル以上であるものに限る。）をいう。<br>二十九～四十四　［略］ | （定義）<br>**第一条**　［略］<br>2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。<br>一～二十六　［略］<br>二十七　「粉じん発生施設」とは、坑外に設置する鉱山施設であって、大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設に該当する施設をいう。<br>二十八　「石綿粉じん発生施設」とは、坑外に設置する鉱山施設であって、大気汚染防止法第二条第十一項に規定する特定粉じん発生施設に該当する施設、石綿の用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除き、原動機の定格出力が十五キロワット以上のものに限る。）、ベルトコンベア及びバケットコンベア（湿式のもの及び密閉式のものを除き、ベルトの幅が〇・七五メートル又はバケットの内容積が〇・〇三立方メートル以上のものに限る。）並びに捨石、鉱さい及び沈殿物の集積場（面積が一千平方メートル以上であるものに限る。）をいう。<br>二十九～四十四　［略］ |

| | |
|---|---|
| 二　［略］ | ［略］ |
| 三　前項第三号に規定する特定施設（以下この号において「特定施設」という。）に該当するガス工作物を設置する製造所若しくは供給所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（以下この号において「指定地域」という。）となった場合又は指定地域内に設置される製造所若しくは供給所のガス工作物が特定施設となった場合 | ［略］ |

3　ガス事業者は、第一項第一号及び第二号の施設（ガス発生器を除く。）を廃止した場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。